

和泉市専用水道管理指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、専用水道の適正な維持管理を図るため、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び同法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に定めるもののほか、専用水道に係る設置及び維持管理について必要な事項を定めるものである。ただし、国が設置者となる専用水道については、この要綱の適用を受けないものとする。

(確認申請)

第2条 新設、増設または改造する場合で専用水道の布設工事の確認を受けようとする専用水道設置者（以下「設置者」という。）は、法第 32 条の規定により、法第 33 条第 2 項及び第 4 項に掲げる事項を記載する専用水道布設工事設計確認申請書（様式第 1 号）を、市長に提出しなければならない。

(布設工事確認申請の受理)

第3条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、当該工事の設計の確認を行い、法第 5 条の施設基準に適合したと認めるときは、専用水道の布設工事設計確認通知書（様式第 2 号）を申請者に送付するものとする。
2 市長は、布設工事の設計の確認で、適合しないと認めるときは、専用水道の布設工事設計不適合通知書（様式第 3 号）により、又、申請書の書類から適合するかしないかを判断することができないときは、専用水道の布設工事設計判断不能通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(変更届出)

第4条 法第 33 条第 3 項の規定により、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第 1 号）の記載事項に変更が生じたときは、その設置者は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届出書（様式第 5 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(給水開始前届出)

第5条 専用水道の布設工事設計確認通知書（様式第 2 号）を受けた者が、法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定により給水を開始しようとするときは、あらかじめ専用水道給水開始届出書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。
2 前項による届出があったときは、市長は、書類等の審査と施設の立入検査を行い、適合を確認したのち、専用水道給水開始届出書（様式第 6 号）の写しに受理印を押印したのち、一部を返却する。

(廃止届出)

第6条 給水対象居住人口の減少、一日最大給水量の減少、施設の変更等により専用水道に該当しなくなったときは、その設置者は、専用水道廃止報告書（様式第 7 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(水道技術管理者の設置等)

第7条 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 1 項の規定により水道技術管理者を設置した場合は、水道技術管理者（設置・変更）報告書（様式第 8 号）に水道技術管理者の資格を有することを証明する書類をそえて速やかに、市長に届け出なければならない。届出に係る事項を変更したときも、同様とする。

(水質検査報告)

第8条 設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定による水質検査の結果を、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(給水緊急停止報告)

第9条 設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 項の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(水質検査計画)

第10条 設置者は、水道法施行規則第15条第6項に規定する水質検査計画を速やかに市長に報告しなければならない。

ただし、年度途中であっても給水栓における水質が大きく変化するなど供給する水の安全性を確認する必要がある場合は、採水場所、検査の事項や回数等を追加するなど見直したうえで、同様に報告しなければならない。

(業務委託開始届出等)

第11条 設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項及び第2項前段の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を委託したときは、遅滞なく専用水道業務委託（開始・変更）届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。届出に係る事項を変更したときも、同様とする。

(帳簿備付け)

第12条 設置者は、次に掲げる帳簿書類を備えておくものとし、帳簿書類の保管年数は別表のとおりとする。

- (1) 水道施設の概要並びに位置、規模及び構造を明らかにした書類及び図面
- (2) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにした図面
- (3) 水道施設の清掃の記録
- (4) 水質検査に関する帳簿書類
- (5) 健康診断に関する帳簿書類
- (6) その他管理についての記録

(立入検査及び改善指示)

第13条 市長は、法第39条第2項の規定により、専用水道の適正な管理運営を図るため、定期及び臨時に設置者から専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は立入検査を行うものとする。

2 前項の規定による臨時の報告の徴収または立入検査は、次の各号に該当するときに行うものとする。

- (1) 専用水道布設工事設計確認申請書又は専用水道給水開始届出書を受理したとき。
- (2) 法第20条及び法第22条に定める水質検査を行わない等の維持管理義務の違反又はそのおそれがあるとき。
- (3) 設置者又は当該専用水道の利用者から水質異常が発生する等の通報、相談又は苦情を受けたとき。
- (4) その他特に必要と認めるとき。

3 市長は、報告の徴収又は立入検査を行うときは、必要に応じ、設置者に立会い及びその他の協力を要請するものとする。

4 市長は、法第36条第1項の規定により、立入検査の結果、管理基準に適合していないと認め、緊急に必要と判断した場合、原則として設置者に対し、専用水道改善指導書（様式第10号）を交付し、その改善を指導するものとする。

ただし、文書によって指導する必要があると判断される軽微な事項については、口頭による指導を行なうことができる。

附 則

この要綱は、令達の日から施行し、令和元年12月25日から適用する。

附 則（令和4年7月15日一部改正）

この要綱は、令達の日から施行する。

附 則（令和6年8月13日一部改正）

この要綱は、令達の日から施行する。

別表（第 12 条関連）

帳簿の種類	保管年数
1. 水道施設の概要並びに位置、規模及び構造を明らかにした書類及び図面	永年
2. 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにした図面	永年
3. 水道施設の清掃の記録	1 年
4. 水質検査に関する帳簿書類	5 年
5. 健康診断に関する帳簿書類	1 年
6. その他管理についての記録	5 年